

令和4年2月1日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 戸 莢 左 近

家事調停手続におけるウェブ会議の実施庁拡大に向けた検討

開始について（事務連絡）

家事調停手続におけるウェブ会議（以下「本件ウェブ会議」という。）の運用については、令和3年10月25日付け当職事務連絡「家事調停手続におけるウェブ会議の試行開始について」によりお知らせしたように、東京、大阪、名古屋及び福岡の各家庭裁判所（以下「試行4家裁」という。）において、同年12月8日以降、順次その試行が開始されています。

本件ウェブ会議の実施は、当事者本人の出頭負担軽減や高葛藤事案における当事者の接触回避等の要請に応えるものであり、対象庁の更なる拡大が期待されているところ、試行4家裁での試行の状況等も踏まえて検討した結果、令和4年度中に、横浜、さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、京都、神戸、大津、岐阜、広島、岡山、大分、熊本、那覇、仙台、札幌及び高松の各家庭裁判所本庁においても、本件ウェブ会議の利用を開始することに向けて、検討・準備を進めることとした。

については、この旨を所属の職員（裁判官を含む。）に周知してください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から伝達してください。